

# 愛媛県報

発 行 **愛 媛 県** 

第2788号

平成28年7月8日金曜日 第2788号

◇ 目 次 ◇
告 示

地籍調査の成果の認証	
保安林予定森林にする旨の通知(6件)	(森林整備課)560
公共測量の実施の通知	(道路維持課)562
公聴会の開催 (2件)	(都市計画課) 562
土地改良区役員の就退任の届出(3件)	(東予地方局農村整備課)562
土地改良区の定款変更の認可	( " ) 563
土地改良区役員の就退任の届出	(中予地方局農村整備第一課)563
道路の区域変更(一般国道 317 号)	(中予地方局管理課)564
道路の供用開始( " )	( " ) 564
土地改良区役員の就退任の届出	(南予地方局農村整備課) 564
土地改良区の定款変更の認可	( " ) 565
道路の区域変更(県道蒋淵下波線)	(南予地方局管理課)565
道路の供用開始( " )	( " ) 565
公告	
端末操作ログ等管理システムの借入れ	(情報政策課) 565
インターネット実習対応パソコン等の借入れ	(高校教育課)566

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

## ○愛媛県告示第819号

次の地籍調査の結果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成28年7月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
大洲市	新谷の一部	平成25年度から 平成26年度まで	大洲市(新谷の一部)の地籍図及び 地籍簿

2 認証年月日

平成28年7月8日

## ○愛媛県告示第820号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年7月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 上浮穴郡久万高原町本組1054、1055、1143
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

# 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

本組1054・1055・1143(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁並びに久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## ○愛媛県告示第821号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年7月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 上浮穴郡久万高原町大成283から295まで、297、298の1、298の2、315、316、324
- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁及び久万高原 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### ○愛媛県告示第822号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年7月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所 喜多郡内子町臼杵9、12の1から12の3まで、13
- 2 指定の目的土砂の崩壊の防備
- 2 \*\*: <del>\*\*</del> \*\* \*\* \*\* \*\* \*\*
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁並びに内子町 役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### ○愛媛県告示第823号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年7月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所 喜多郡内子町本川3753、3754、3755の1、3755の2、3756、37 57、4253から4256まで
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 本川3753・3755の2・3757・4253・4254(以上5筆につい て次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111. -

#### ○愛媛県告示第824号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年7月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所 喜多郡内子町南山734から738まで、746の1
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 南山737・738・746の1(以上3筆について次の図に示す 部分に限る。)
  - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁並びに内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## ○愛媛県告示第825号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年7月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所 喜多郡内子町大瀬北1811、3007、3055、3058から3062まで
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 大瀬北3007・3060から3062まで(以上4筆について次の図 に示す部分に限る。)
  - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を愛媛県庁並びに内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### ○愛媛県告示第826号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年7月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(2級及び3級基準点)

2 作業期間 平成28年7月7日から

9月15日まで

3 作業地域 新居浜市田所町、高津町

#### ○愛媛県告示第827号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条及び愛媛県都市計画 公聴会規則(昭和45年愛媛県規則第1号)第2条の規定により、次 のとおり公聴会を開催する。

平成28年7月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 日時 平成28年7月27日(水)19時00分から
- 2 場所 伊予市中央公民館 2 階第 1 会議室
- 3 公聴会の案件及びその概要
  - (1) 案件

松山広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方 針の変更」の案について

松山広域都市計画区域区分の変更案について

(2) 案件の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)は、都市計画区域全体を対象とし、愛媛県が広域的な見地から、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた道筋を明らかにするため、都市計画の基本的な方針を定めるものである。

都市計画法第21条第1項の規定に基づき、次の区域内に存する市街化調整区域を市街化区域に変更する。

伊予市下三谷、下吾川の各一部

## 4 公述の申出等

(1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者(当該都市計画区域内市町に在住の人ならびに利害関係者に限る)は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。

(2) 申出の期限

平成28年7月22日(金)まで

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の 開催を中止する。

(3) 問合せ先

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2 愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ (電話 089 912 2738)

# ○愛媛県告示第828号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条及び愛媛県都市計画

公聴会規則(昭和45年愛媛県規則第1号)第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年7月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 日時 平成28年8月5日(金)19時00分から
- 2 場所 西予市教育保健センター4階大ホール
- 3 公聴会の案件及びその概要
- (1) 案件

西予都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の 変更」の案について

(2) 案件の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)は、都市計画区域全体を対象とし、愛媛県が広域的な見地から、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた道筋を明らかにするため、都市計画の基本的な方針を定めるものである。

- 4 公述の申出等
- (1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者(当該都市計画区域内市町に在住の人ならびに利害関係者に限る)は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。

(2) 申出の期限

平成28年7月29日(金)まで

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の 開催を中止する。

(3) 問合せ先

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ (電話 089 912 2738)

-111. -- (III -- (III

#### ○愛媛県告示第829号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西条市庄内土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成28年7月8日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

就 任

役員の種類	氏 名		住	所
理事	山内	務	西条市河之内甲684番地 1	

# ○愛媛県告示第830号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 西条市玉津土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した 旨の届出があった。

平成28年7月8日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

就 任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	矢 野	裕三	西条市玉津361	

退任

役員の種類	氏 名	往 住	所
理事	矢 野 芳 暮	孝 西条市玉津36	1

# ○愛媛県告示第831号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、道前平野土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年7月8日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

就 任

役員の種類	氏	名	住 所				
理事	渡 部	金一郎	西条市丹原町志川甲1027番地				
"	橋本	賴市	西条市小松町大頭甲254番地 1				
"	堀江	幸二	西条市小松町新屋敷甲1884番地				
"	小 野	治美	西条市氷見甲20番地 6				
"	今 井	敬 三	西条市玉之江293番地				
"	横江	政 雄	西条市周布1553番地				
"	近藤	政 晴	西条市高田795番地 2				
"	西山	久 智	西条市北条243番地				
"	石 原	保 志	西条市明理川171番地				
"	越智	喜代晴	西条市広岡410番地				
"	有限会社 エス代表 高 橋	エイ・コム・ 取締役 正	西条市丹原町池田1398番地 2				
"	近藤	信 利	西条市丹原町高知455番地				
"	佐 山	等	西条市丹原町田野上方1685番地 2				
"	佐 伯	峰 義	西条市丹原町田野上方2126番地				
"	楠	學	西条市坂元甲39番地				
"	莖 田	元 近	西条市三芳947番地 2				
"	日和佐	直	西条市大野266番地 1				
"	村上	繁 敏	西条市楠甲453番地 2				
"	青 野	勝	西条市楠甲453番地 9				
監事	曽 我	敏 数	西条市小松町妙口甲1240番地				
"	首 藤	篤	西条市丹原町池田1875番地 3				
"	渡 部	衛 治	西条市広岡351番地				

退任

役員の種類	氏	名	住	所	
理事	渡部	金一郎	西条市丹原町志川甲1027番地		
"	橋本	賴市	西条市小松町大頭甲254番地 1		
"	谷口	隆市	西条市小松町南川甲157番地第1		
"	丹 j	<b>ទ</b> 左衛門	西条市氷見甲150番地		
"	今 井	敬三	西条市玉之江293番地		
"	横江	政 雄	西条市周布1553番地		
"	青 野	久	西条市高田10番地 2		

i i			Ī
"	石 原	—	西条市三津屋南12番地7
"	柳瀬	利 治	西条市壬生川453番地 1
"	越 智	喜代晴	西条市広岡410番地
"	田野岡	邦 夫	西条市丹原町丹原280番地
"	近 藤	信利	西条市丹原町高知455番地
"	佐 山	等	西条市丹原町田野上方1685番地 2
"	佐 伯	正昭	西条市丹原町高松甲531番地 2
"	楠	學	西条市坂元甲39番地
"	莖 田	元 近	西条市三芳947番地 2
"	日和佐	直	西条市大野266番地 1
"	村 上	繁敏	西条市楠甲453番地 2
"	青 野	勝	西条市楠甲453番地 9
監事	曽 我	敏 数	西条市小松町妙口甲1240番地
"	首 藤	篤	西条市丹原町池田1875番地 3
"	渡 部	衛 治	西条市広岡351番地

## ○愛媛県告示第832号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 西条市玉津土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年7月8日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

## ○愛媛県告示第833号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市立待堰土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年7月8日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏	名	住 所
理事	永木	隆三	松山市土居町741番地 4
"	戒 能	明 久	松山市今在家三丁目 4 番28号
"	戒 能	志 俊	松山市今在家三丁目 8 番29号
"	宇都宮	耕一	松山市北土居二丁目27番22号
"	濟 川	完	松山市北土居一丁目 2 番16号
"	河 本	一 世	松山市北井門四丁目27番33号
"	村 上	弘彦	松山市越智二丁目 2 番20号
"	清水	潔	松山市東石井六丁目15番 2 号
"	大 原	静夫	松山市星岡四丁目25番23号
監事	大 原	克 臣	松山市星岡四丁目19番25号
"	丹 下	理彦	松山市北土居四丁目10番34号

退任

役員の種類	氏		氏		住 所			
理事	永	木	隆	Ξ	松山市土居町741番地 4			
"	戒	能	明	久	松山市今在家三丁目 4番28号			
"	戒	能	志	俊	松山市今在家三丁目8番29号			
"	宇	都宮	耕	_	松山市北土居二丁目27番22号			
"	濟	濟川		完	松山市北土居一丁目 2番16号			
"	河	本	_	世	松山市北井門四丁目27番33号			

# 村 上 弘 彦 松山市越智二丁目 2 番20号
# 清 水 潔 松山市東石井六丁目15番 2 号
# 平 岡 忠 康 松山市星岡四丁目27番 3 号

 監事
 大原克臣
 松山市星岡四丁目19番25号

 " 丹下理彦
 松山市北土居四丁目10番34号

# ○愛媛県告示第834号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年7月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線	名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
一般国道 317号	松山市溝辺町甲50番8から	旧	メートル 15.6~23.0	キロメートル 0 343				
	31/亏		同市高野町甲2番18まで		新	15 D~23 D	0 343	

## ○愛媛県告示第835号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年7月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
一般国道		317号		松山市溝辺町甲 同市高野町甲 2		5					平成28年7月8日

# ○愛媛県告示第836号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 西予市三瓶町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任し た旨の届出があった。

平成28年7月8日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

就 任

役員の種類	氏	名	住 所					
理事	宮本	光靖	西予市三瓶町朝立 1 番耕地18番地 1					
"	宇都宮	正司	西予市三瓶町朝立2番耕地255番地					
"	紀伊野	五 男	西予市三瓶町朝立 1 番耕地296番地					
"	三ツ井	芳 己	西予市三瓶町津布理200番地 1					
"	竹内	信 也	西予市三瓶町安土512番地 2					
"	井 上	秀樹	西予市三瓶町和泉甲459番地 3					
"	西村	和明	西予市三瓶町鴫山丙181番地					
"	井 上	德 <b>年</b>	西予市三瓶町垣生甲182番地					
"	井 上	紋利	西予市三瓶町二及1番耕地364番地					
"	仲 川	義明	西予市三瓶町長早3番耕地378番地					
"	淺川	和雄	西予市三瓶町周木 6 番耕地42番地					
"	井 上	富士大	西予市三瓶町有太刀141番地					
"	井 上	博 明	西予市三瓶町蔵貫浦703番地					
"	堀内	昭 利	西予市三瓶町蔵貫443番地					
"	星野	万 仁	西予市三瓶町皆江1886番地					
"	二宮	俊 治	西予市三瓶町下泊716番地					

監事	朝 井 正	西予市三瓶町朝立 1 番耕地20番地 5
"	菅 沼 信 夫	西予市三瓶町垣生丙14番地3
"	笹 田 昭 治	西予市三瓶町蔵貫浦647番地 6

退任

~ 12								
役員の種類	氏	名	住 所					
理事	宮本	明	西予市三瓶町津布理3289番地					
"	片 山	勇	西予市三瓶町朝立 2 番耕地157番地					
"	朝井	正	西予市三瓶町朝立1番耕地20番地5					
"	三ツ井 芳	芳 己	西予市三瓶町津布理200番地 1					
"	濵 田 治	告 之	西予市三瓶町安土388番地 2					
"	菊 池 治	台 功	西予市三瓶町和泉甲245番地					
"	西村和	知 明	西予市三瓶町鴫山丙181番地					
"	井 上 徘	恵 年	西予市三瓶町垣生甲182番地					
"	洲家贝	<b>卯太麿</b>	西予市三瓶町二及 2 番耕地576番地 1					
"	仲 川 郭	轰 明	西予市三瓶町長早3番耕地378番地					
"	川西岩	当 和	西予市三瓶町周木 6 番耕地23番地					
"	井 上 富	富士大	西予市三瓶町有太刀141番地					
"	三 好 菔	泰 治	西予市三瓶町蔵貫浦17番地					
"	堀 内 🏗	召 利	西予市三瓶町蔵貫443番地					
"	』 泉 実		西予市三瓶町皆江2481番地					
"	二宮ノ	( 廣	西予市三瓶町下泊689番地					
監事	宇都宮 ፲	E 司	西予市三瓶町朝立 2 番耕地255番地					
"	田中雪	幸喜	西予市三瓶町周木 6 番耕地171番地					
"	木 村 🎖	欠郎	西予市三瓶町皆江2522番地					
1	1							

## ○愛媛県告示第837号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 西予市三瓶町土地改良区の定款の変更を認可した。 平成28年7月8日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

#### ○愛媛県告示第838号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成28年7月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

	道路の種類	路線名	区間	旧別	計	敷 地 の幅 員	延長	備考
	県道	蒋淵下波線	宇和島市下波2032番 2 から		IB .	メートル 5.7~ 6.1	キロメートル 0.037	
		将师 卜/反称	同市下波2033番 3 まで		新	11 9~14 .1	0 .037	

#### ○愛媛県告示第839号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年7月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種	重類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	亨和島市下波2032番 2 から 道 蒋淵下波線 同市下波2033番 3 まで						平成28年7月8日					

## 公 告

## 〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年7月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

端末操作ログ等管理システムの借入れ

- (2) 借入物品名及び数量 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入物品の内容等 仕様書による。
- (4) 借入期間

平成29年2月1日から平成34年1月31日まで

- (5) 借入場所 仕様書による。
- (6) 入札方法
  - ア この入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編) に基づき、所定の手続により紙入札を承諾した場合を除き、 入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。 なお、電子入札システムの利用者登録を行っていない入札 参加資格者が応札する場合は、紙入札により行うものとする。
  - イ 入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。 また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に

当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26年度、平成27年度及び平成28年度の 製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認め られ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の 事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) ISO27001の認証を取得している者であること。
- (3) 借入期間の開始までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを 証明した者であること。
- (5) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問合せ先

愛媛県企画振興部政策企画局情報政策課行政情報グループ 〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2 電話 (089)912 2287

- (2) 入札書の受領期限
  - ア 電子入札による場合は、平成28年8月24日(水)から同月 26日(金)までの電子入札システムの稼働時間中(愛媛県の 休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1 項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)以外の 日の午前9時から午後8時まで(最終日は午後5時まで)を いう。以下同じ。)に提出すること。
  - イ 紙入札による場合は、平成28年8月24日(水)から同月26日(金)までの受付時間中(県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。)に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。
  - ウ 郵送等により入札書を提出する場合は、平成28年8月26日 (金)午後5時までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。
- (3) 入札説明書の交付方法 (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所

平成28年8月29日(月)午前10時

愛媛県庁本館 1 階 企画振興部政策企画局情報政策課システム設計室

#### 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から 第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、仕様適合確認審査申請書(以下「審査申請書」という。)を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合 は、これに応じなければならない。

# ア 審査申請書の受領期限

- (デ) 電子入札による場合は、平成28年7月8日(金)から 同年8月1日(月)までの電子入札システムの稼働時間中 に提出すること。
- (4) 紙入札による場合は、平成28年7月8日(金)から同年8月1日(月)までの受付時間中に3(1)に掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。
- イ 郵送等による審査申請書の取扱い

郵送等により審査申請書を提出する場合は、平成28年8月 1日(月)午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成され

た予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
  - (1) Nature and quantity of the product to be leased: Management System including Computer Operation History, 1 set
  - (2) Time limit of tender: 5:00 p.m., 26 August 2016
  - (3) For further information , please contact: Administrative Computerization Group , Information Technology Division , Policy and Planning Subdepartment , Planning and Development Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan Tel 089 912 2287

## 〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年7月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名

インターネット実習対応パソコン等の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

インターネット実習対応パソコン等一式(サーバー3台、パーソナルコンピュータ123台、プリンタ15台、プロジェクタ3台、周辺機器一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、調整等一式)

- (3) 借入物品の内容等 仕様書による。
- (4) 借入期間

平成28年10月1日から平成34年9月30日まで

- (5) 借入場所 入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法
  - ア 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。
  - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成26年度、 平成27年度及び平成28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に 参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する もの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに、要求する仕様の機器を確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守の体制が整備されていることを証明した

者であること。

- (4) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問合せ先

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理グループ 〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2951

(2) 入札書の受領期限

平成28年8月17日(水)午後2時

(3) 入札説明書の交付方法

平成28年7月8日(金)から7月29日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までをいう。)に(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成28年8月17日(水)午後2時

愛媛県庁第1別館10階会議室

# 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から 第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した 物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基 づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合 は、これに応じなければならない。

提出期限:平成28年8月2日(火)午後5時15分

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Computer Equipment and Related Services for Installing Terminal Unit, for the prefectural school computer rooms (Local Area Network), 1 set

- (2) Time limit of tender: 2:00 p m ., 17 August 2016 (tenders submitted by mail: 5:15 p m ., 16 August 2016)
- (3) For further information, please contact: Facilities Administration Section, High School Education Division, Guidance Department, Ehime Prefectural Board of Education, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2951

平成28年7月8日 発行 567